

公益財団法人加藤山崎教育基金
第 18 回（令和 6 年度）加藤山崎奨学金 募集要項

学業全般もしくは文化・芸術・科学分野のいずれかで
 優秀な成績を収めている児童・生徒へ奨学金を給付します

1. 応募資格 次の (1) ~ (3) のすべてに該当する者

- (1) 日本国内の学校（国公立・私立を問わない）に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生（義務教育学校および中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。）
- (2) 学業全般もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており、品行方正である者
 * 前年度の全履修科目の評定値の平均が4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績を目安とする。
- (3) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能)
 (義務教育学校に関しては小学5年生および中学2年生に該当する生徒を各3名まで、中高一貫校に関しては中学2年生および高校2年生に該当する生徒を各3名まで推薦可能。)

* 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。加藤山崎修学支援金との併願は可能ですが、両方への採用はありません。)

2. 奨学金の使途

- (1) 学業もしくは文化・芸術・科学分野等、給付対象となる分野での諸活動費
 (2) 学業向上もしくは給付対象となる分野で必要となる経費（学費等）への充当

3. 奨学金の給付回数および給付額

給付回数	採用した年度内に 1 回限り		
給付額 (返還不要)	小学 5 年生	中学 2 年生	高校 2 年生
	2 万円	3 万円	5 万円

4. 応募方法

学校の担当者が、当財団HP内『KYEFオンライン申請システム (<https://www.kyef.or.jp/entry>)』から応募してください。推薦理由等を申請システムに入力し、必要書類をPDF化し登録していただきます。

* 郵送・メールでの応募は受け付けておりません。詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。

* 保護者や生徒が直接応募することはできません。→ 校内締切 5/31(金) 教務部 担当 曾根 見玉子

■ 必要書類 ■ ^{申請} 希望者に配布可。担当者。 * 生徒本人が来校下さい。

書類	準備・作成者	内容
願書(児童・生徒用)*1	児童・生徒	奨学金の使途・自己PR等 (児童・生徒本人が手書きで記入)
申請承諾書*1	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印
前年度の成績を 証明する書類	学校担当者 または保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、前年度の 全履修科目の成績がわかるもの (例：中学1年生の場合は、小学6年時の成績)

*1 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp>) からダウンロードできます。

公益財団法人加藤山崎教育基金
第 16 回 (令和 6 年度) 加藤山崎修学支援金 募集要項

**教育関係費の支援を特に必要とする家庭の
 学習に意欲的または成績優秀な児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の (1) ~ (4) のすべてに該当する者

- (1) 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生
 (義務教育学校および中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。)
- (2) 前年度的全履修科目の評定値の平均が2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者
- (3) 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- (4) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能)
 (義務教育学校に関しては小学校課程(4学年~6学年に該当する児童)および中学校課程から各3名まで、中高一貫校に関しては中学校課程および高校課程から各3名まで推薦可能。)

- * 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。加藤山崎奨学金との併願は可能ですが、両方への採用はありません。)
- * 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。

2. 修学支援金の使途

- (1) 学業に関する費用 (授業料、学用品等)
- (2) 学校生活を送るのに必要となる費用 (給食費、修学旅行費等)

3. 修学支援金の給付期間および給付額

給付期間	採用時に在学する学校/課程を卒業するまでの期間 (最大3年間)		
給付額 (返還不要)	小学生 年額 5万円	中学生 年額 5~7万円 ^{*1}	高校生 年額 5~10万円 ^{*1}

^{*1} 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定します。

4. 応募方法

学校の担当者が、当財団HP内『KYEFオンライン申請システム (<https://www.kyef.or.jp/entry>)』から応募してください。推薦する生徒の人物や学力に関する所見、家庭状況等を申請システムに入力し、必要書類をPDF化し登録していただきます。

- * 郵送・メールでの応募は受け付けておりません。詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- * 保護者や生徒が直接応募することはできません。→ 申請希望者は5/31(金)までに担当(増田、見玉)まで書類等の説明をします。(生徒本人が来校可)

■ 必要書類 ■

書類	準備・作成者	内容
願書(保護者用) ^{*2}	保護者	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の1および2参照
願書(児童・生徒用) ^{*2}	児童・生徒	
申請承諾書 ^{*2}	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印
前年度の成績を証明する書類	学校担当者 もしくは保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、前年度の全履修科目の成績がわかるもの (例: 中学1年生の場合は、小学6年時の成績)
収入や控除に関する書類	保護者および 保護者勤務先	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の別表参照 * 世帯により必要な書類が異なります。

^{*2} 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp>) からダウンロードできます。

**第 16 回 (令和 6 年度) 加藤山崎修学支援金
応募書類の作成について (児童生徒・保護者用)**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください



1. 願書 (保護者用) ※1

保護者が手書きで記入・署名捺印してください。

申請の希望と、受付、説明をします。
まずは担当者まで。
(生徒本人が来て下さい)

2. 願書 (児童・生徒用) ※1

児童・生徒本人が手書きで記入してください。(電子化しますので濃くはっきりと記入してください。)

(1) 内容 : 将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

(2) 字数 : 小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※1 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp/>) からダウンロードできます。

3. 所得・控除に関する証明書類

別表を確認の上、該当する書類を提出してください。世帯により必要な書類が異なります。

* 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。

別表

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 * 就学者を除く生計を一つにする家族全員分を提出してください。 * 無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和6年度 (令和5年1月～令和5年12月分) の下記書類のいずれか一つ 1. 所得証明書 2. 課税証明書 3. 非課税証明書 4. 特別徴収税額の決定・変更通知書 ※ 1～3は、自治体で取得できます。発行開始日は自治体によって異なりますので、お住まいの自治体に確認の上、取得してください。 ※ 源泉徴収票は不可
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和5年分の確定申告の控え
	令和5年と令和6年で年間収入に変更が見込まれる世帯 (就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 年間収入の変更がある家族の人数分、提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳 (写) 精神障害者保険福祉手帳 (写) 療育手帳 (写) 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証明書 * 収入に関する証明書の提出は不要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳 (写) 精神障害者保険福祉手帳 (写) 療育手帳 (写) 等

* (写) の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。